

平成十一年九月定例会

# 一般質問要旨

自由民主党広島県議会議員会

石橋良三



■国旗・国歌問題に象徴される、広島県教育の驚くべきゆがみ

私は、自由民主党広島県議会議員会の石橋良三でございます。今次定例会におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。

私は、平成九年九月の定例県議会におきまして、本県の教育問題について質問をさせていただきました。本県の教育現場では、「日の丸」は侵略戦争に利用された、「君が代」の歌詞は差別につながるなどとして、卒業式・入学式での国旗掲揚、国歌斉唱を実施しない、もしくは、形骸化している実態がありました。さらに、このような思想に基づく人権学習など、教育課程の基準である学習指導要領から逸脱した教育が行われてきたのであります。そして、その背景には、運動団体である部落解放同盟広島県連合会の教育介入があり、これを許したいわゆる二・二八確認書の存在を追及いたしました。二・二八確認書は、平成四年、当時の県教育長が部落解放同盟広島県連合会と広島県高等学校教職員組合の委員長に提出したものであります。この確認書は、「日の丸」、「君が代」にかかわる広島県教委の各地教委、校長へのこれまでの対応には行き過ぎがあったと謝罪するなど、部落解放同盟及び高教組の主張を大幅に取り入れたものであり、以後、部落解放同盟や教職員組合、さらには、それにつながる諸団体の旗印でもあるかのように利用され、教育現場を混乱と荒廃のきわみに導く役割を果たしてきたのであります。私は、このような本県教育の実態について、幾つかの

事実に基づき、不正常あるいは偏向している状況を県民の皆様  
に訴え、行政の姿勢をただしてまいりました。そして、教育委  
員会は、平成十年五月、文部省による異例の立ち入り調査を受  
け、十数項目に及ぶ是正指導を受けたのであります。

■国旗・国歌教育の正常化を！石川校長の無念を晴らすために

そこで、質問の最初として、学校における国旗・国歌の適正  
な取り扱いについてお伺いをいたします。今春の卒業式を前に  
して、みずから命を絶たれるという大変痛ましい選択をされた  
世羅高等学校の石川校長先生の事件は、本県教育がいかによが  
められた現状であるかということに改めて示すこととなりました。  
このたび成立しました国旗及び国歌に関する法律は、石  
川校長先生の自殺という本県の教育にとってはまことに大き  
な損失の上に成立したものであります。学校における国旗・国  
歌はもとより、諸外国の国旗・国歌に対する正しい認識と、そ  
れらを尊重する態度を育てるために、社会や音楽などの教科の  
ほか、入学式や卒業式などで行うこととされております。学校  
は二学期に入り、運動会や体育祭が毎週どこかで開催されてお  
ります。また、これから県立学校では、設立二十周年記念行事  
など、周年記念行事が数多く行われると聞いております。しか  
し、本県では、教職員や児童生徒が一堂に会し、保護者や地域  
の方々が参加する、このような学校行事で、国旗・国歌を実施  
しようとしても、非常に困難な状況があるのであります。それ  
は、校長協会と高教組との間で、入学式・卒業式以外では、「日

の丸」、「君が代」は実施しないという協定書があり、これがいまだに各校を縛っており、さらに、教育委員会も、かつて入学式・卒業式以外では国旗・国歌を実施しないよう指導を行ってきたからであります。教育委員会は、国旗・国歌を学習指導要領に基づき、適正に実施するよう指導されておりますが、入学式・卒業式以外の学校行事で実施を制約する状況を放置しておくということは、みずからが学習指導要領に反することとなります。学校における国旗・国歌の適正な指導について、教育長の御所見をお伺いいたします。

#### ■「学習指導要領」を逸脱した広島県の公教育の実態

次に、文部省から是正指導を受けた教育委員会は、学習指導要領などの関係法規に逸脱あるいはそのおそれがある部分について、全力を挙げて是正改善に努められてきたところであります。しかし、是正指導の項目である学習指導要領を逸脱した教育内容や教職員の勤務管理問題以外にも、いじめ、暴力、不登校、中途退学の増加、全国的にも低レベルにある学力、対象者全員が受講することになっている教員研修に参加しない者がいる現状など、県民が安心して我が子を預けることができない公立学校の実態があり、早急に改善しなければなりません。部落解放同盟広島県連合会の教育介入、これと結託した教職員組合の活動が子供たちの教育の場である学校現場に堂々と持ち込まれてきたのを許した教育委員会の責任はまさに重大であります。本県教育が本来のあり方から大きく逸脱していった

過程は、端的に申し上げれば、学校の最高責任者である校長の校長としての権限が形骸化され、組合や特定の運動団体主導の学校運営となっていたからにほかなりません。たとえば、職員会議を学校の最高議決機関とし、しかも、校長はその一メンバーに過ぎず、校長としての意思が反映しにくいシステムによって、さまざまな事項が決められていたのであります。そして、校長は、たとえ理不尽な決定事項であっても、校長の学校の代表として、その責任のみを負わされてきたのであります。校長権限が骨抜きにされていくのと歩調を合わせて、本県教育がどンドンゆがめられてきたのであります。

■「主任」手当てを吸い上げ、「主任制度」を形骸化させていた教職員組合の実態

そこで、本県教育の正常化のために最も重要な課題である校長権限の確立にかかわってお伺いいたします。

まず、主任制の問題であります。主任制は調和のとれた学校運営が行われるために設けられたものであり、学年主任、教務主任など各主任には一日当たり二百円のいわゆる主任手当てが支給されております。しかしながら、本県においては、主任はその職務執行の観点から適任者が任命されるのではなく、組合員であること、スト署名をしていること、主任手当ての組合への拠出に同意をしていること、前年度主任でないことといった教職員組合の選出基準に基づいて、校長が任命せざるを得ない状況があります。このことについて、教育委員会では、主任

に関する校長と組合の各分会との間で結ばれた協定書の破棄を行い、適任者の選出について指導を行ってこられたところでもあります。しかし、今年七月、教育委員会が校長から主任の任命状況について実施したヒアリング調査では、県立学校百三十五校のうち、今年度校長が主体的に主任を任命していたのは、わずか七校という結果が出ているのであります。また、先日行いました文教委員会県内調査においても、協定書は交わしていないが、管理職が入らない学校の人事委員会あるいは校務分掌委員会などが推薦する主任候補をほぼ任命せざるを得ない実態が明らかになりました。表面上は改善されたように見えても、実態は何ら変わっていない主任の選出方法の改善が必要であります。現在、広島県立高等学校等管理規則により主任の設置については定められておりますが、主任の職務内容を定めたものは何もありません。しかし、学校運営を行う上で主任が果たすべき役割の重要性を考えますと、その職務内容は、教育委員会として、規則などにより明確に示す必要があるのではないのでしょうか。このことは、他の校務と違って手当てを支給しているという根拠にもなっているのであります。また、県立学校における主任等の任命等の実施に関する規定により、校長が主任を命ずる場合は職員会議の討議などを経て行うものとされておりますが、これまでの不適正な任命を是正するためには、主任は教育委員会が任命する、あるいは教育委員会の承認を得て校長が任命するよう管理規則の改正が必要であります。さらに、校長が任命する主任を選考する際、校長の補助機関である職員会議を経て行うというのは、校長権限を形骸化するものであり、

直ちに改善をすべきであります。以上、校長のもとに学校運営が適正に機能するよう、校長が権限を持って主任を任命するために整備する課題について教育長の御見解をお伺いいたします。

#### ■教頭先生の職務権限を不当に侵す組合管理の学校実態

次に、校長を中心とした学校運営が確立するために欠かすことのできない教頭のあり方についてであります。教頭の職務権限は、学校教育法第二十八条第四項に、「校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる」と定められております。教員数が少ない小規模校や教頭が個人的に持っている、特にすぐれた技能を活用する場合など、教頭が授業の一部を担当することはあるでしょうが、校長を補佐し、校務を整理することが管理職としての教頭の基本的な職務であります。しかし、本県においては、多くの教頭が授業を担当している実態があるのであります。大規模校を除くほとんどの県立高校の場合、多い者で週当たり十二時間、通常、四から六時間の授業を担当しているのであります。しかも、高校教員の平均担当時間数は週当たり十五、六時間程度であると聞いております。週当たり四から六時間の授業は、一般の教員で十分カバーできるはずであります。本県では、教職員の勤務管理や教育課程の実施に不適當な実態があったとして是正指導を受けてきたところであります。学校運営が適正に実施されるためにも、校長、教頭が管理職として専念できるよう整備する必要があると思

いますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

また、教頭登用の際、校長が推薦する場合は、これまで、組合員であり、組合の行うストライキに参加することを認めた者を推薦するなどの協定書を組合と結んでいたため、組合の立場に立った者が教頭となる場合がほとんどでありました。校長を支え、適正な学校運営を推進すべき教頭が組合の協力者であっては、県民に信頼される学校とはなり得るはずがありません。教育委員会は、教頭となるべき資格、資質等を十分把握して教頭への登用を行うべきであります。教頭任用の現状と今後の課題について、あわせてお伺いをいたします。

#### ■校長先生の権限を制限した「組合管理」の学校現場

三点目は、校務運営組織についてであります。校務は、学校教育法第二十八条第三項により、校長がつかさどることとなっております。したがって、校務運営組織は校長の職務を補助、執行するため、校長の方針に基づき、適正に運営される必要があります。しかし、本県の場合は、校長の意思が反映しない人事委員会や校務分掌委員会などが実権を握り、校長の人事権を侵害し、学校運営を組合の考えでコントロールしている実態があります。しかも、このような校長権限を制約する人事委員会などは、学校管理規則上の根拠は何も持たないものなのであります。責任ある学校体制を確立するためには、現在の人事委員会などは排除し、校長、教頭、教育委員会が承認した主任などで組織された校務運営委員会が実働するよう、法的な規定

も含めて改善し、校長のリーダーシップが発揮できるシステムをつくるべきだと考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

■違法行為「破り年休」に開き直す教職員組合に厳正な対処を

四点目は、教職員の勤務管理についてであります。教職員の勤務管理の適正化については、昨年十二月に通達を出したにもかかわらず、このたび「破り年休」が明らかになり、再度通達を出さざるを得なくなっております。「破り年休」は、教員が勤務時間内に教職員組合の会合等に出席する際、一たん提出した年次有給休暇届を後で破棄するもので、明らかに地方公務員法上の職務専念義務違反の行為であります。しかも、この問題について、高教組の委員長は、学校現場での長年の慣行と述べており、授業よりも組合活動を優先した「破り年休」の存在を認めているのであります。授業を通して、子供の学習を保障しているはずの学校で、組合のために授業を放棄することは、教育公務員としての根本的な責務、資質が厳しく問われるべきであり、決して許せるものではありません。また、「破り年休」が長年の慣行であるとしたら、教育委員会は従来から、この違法行為を知りながら、これを放置していたということになり、その責任は極めて重大であります。先日、市民団体がこの問題で不正な処理によって受け取った給与を変換することを求めて県に監査請求をしております。このことは、県民の教職員に対する信頼を著しく裏切る行為であり、県民の怒りは当然のこ

とであります。教育委員会は、この「破り年休」の実態を送球に明らかにし、教育長を初め、教育委員会幹部や該当者の処分などを含めた厳しい対処をすべきであり、公費の返還もすべきであると考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

#### ■全て平等？勤務評定を形骸化させた教職員組合の圧力

五点目は、勤務評定についてであります。地方公務員法は、その第四十条で「任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない」と定めております。したがって、教職員を常に観察し、指揮監督する立場である校長が評定者となっておりますが、この評定をせず、全員同じ評価にし、しかも、その結果を本人に見せていただいたという驚くべき事実が本県の一部の学校で発覚したのであります。その理由について、校長の一人が、組合から勤務評定は差別につながるなどと要求されたため、同一評定にせざるを得なかったと述べたことが新聞などに報道されております。これが見識ある校長の発言でありまじょうか。やる気のある確かなアドバイスや指示を与えることは、上司として当然のことであります。結果の平等ではなく、機会の平等でなくてはならないにもかかわらず、差別を口実に、評価する、評価されることから逃げ、自己の職務を放棄しているのであります。小中学校教員の勤務評定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十六条により、県教育委員会の計画のもとに市町村教育委員会が実施することとなっております。

す。このたびの同一評定の資料をもとに人事を行っていたとすれば、県民の教育行政に対する不信はますます増大するばかりであります。また、主任の任命や管理職登用など、人事の公正な基礎的資料であるべき勤務評定を形骸化することは、校長、市町村教育委員会及び県教育委員会は責任を逃れることはできません。厳しく責められるべきであります。教員の勤務評定にかかわる教育委員会の見解と、このたびの同一評価問題の実態及び今後の方針について教育長の御所見をお伺いいたします。

■学校ごと、校長以下100%加入！高同教・広同教の驚くべき異常な実態

六点目は、高同教、広同教についてであります。広島県高等学校同和教育推進協議会、いわゆる高同教や、広島県同和教育研究協議会、いわゆる広同教には、校長以下教職員が学校単位で事実上、全員強制加入しております。平成十年度県立学校における出張等の状況によりますと、研究団体関係の出張は、その四四・二%が高同教、四・八%が広同教の会議へのお出張であり、合わせて四九%を占め、そのために要した旅費額は九千三百万円に及びます。その他の同和教育団体を含めると全体の五一・六%、旅費額約一億円が同和教育関係の出張であります。逆に申しますと、教科指導力向上のための教科等研究会へのお出張は、残り四八・四%という状況であります。しかも、教科等研究会は、国語、社会など二十以上の部会がありますので、一

つの研究会として見れば、高同教などへの出張件数の異常さは明らかなのであります。高同教は、一九九八年度版の総括書の中で、「十二月十七日付の教育長による通達及び二月二十三日付の職務命令は、まさしく学習指導要領を教育の統制を行うための道具として使い、裏切りの行為をせんとするものである」と述べ、明らかに反学習指導要領の立場に立っているのであります。また、今春の高校入試において定員内不合格者を出した高校を、高同教は激しく糾弾するなど、教育研究団体の枠を超えた活動をしているのであります。さらに、来月二十四日、二十五日に部落解放県政樹立第三十回県民研究集会が開催されますが、この実行委員会に高同教、広同教は、教職員ともども構成団体として名を連ね、その役員に中学校及び高等学校の校長を出しているのであります。この集会は、部落解放同盟広島県連合会が主導的役割を果たしており、高同教、広同教が運動団体と密接な関係であることは、明白な事実であります。

本県の高同教、広同教問題は、ことし八月の参議院特別委員会においても取り上げられましたが、そこで文部省の初等中等局長は、広同教、高同教は教育研究団体として問題があるので、学校長が広同教などに加入しているのは問題があるとの趣旨の答弁をいたしております。このような高同教、広同教を教育委員会は教育研究団体であるとして補助金を支出するとともに、毎年高同教から出される行政施策を主とした予算要望事項に対して、双方から多数の者が出席して、その回答及び説明を丸一日かけて行っているのであります。県から補助金を受けている教育研究団体が政党、民間団体、労働組合などと特別な関

係を有してはならないことは当然であります。研究団体というよりも運動団体としての性格が強い高同教、広同教は、もはや教育委員会の指導の範疇を超えており、本県の教育振興を図るための補助金交付の対象から外すべきであります。まして、学習指導要領や教育委員会の方針に反対している団体でありますから、校長などの管理職が加入するのは不適切であり、他の教職員もその加入を強制すべきではありません。高同教、広同教の性格に関する認識と異常とも思える出張回数の実態を含め、これを許してきた県教育委員会の今後の対応方針について教育長にお伺いをいたします。

#### ■「学力低下」をもたらした授業時間カットの実態

七点目は、授業確保についてであります。先ほどの出張等の状況によりますと、県立学校では、教科等研究会と同和教育関係への出張が合計で五万六十四件、一校当たり延べ一年間に三百八十八件となり、これで授業の適正な確保ができるのか疑問であります。研究会などへの出張と担当授業が重なった場合は、その授業日を変更したり、他の教員がかわって授業をしたり、授業カットなどを行っていると聞いておりますが、授業を生かすための研究会への参加が授業を犠牲にして行われているとすれば、本末転倒も甚だしいのであります。授業確保の問題は、学習指導要領が定めた基準に達していないということで、文部省の是正指導の一項目になっております。この際、教員の研修会への出張については、県や国が主催する場合を除き、原則授

業時間以外とし、適正な授業の確保を図るべきだと考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

#### ■教員の指導力向上が急務

八点目は、教員の指導力向上についてであります。先般、最終報告がなされた義務教育改革推進協議会の提言の中に、教育委員会にこれから力を入れてほしいこととして、教職員の指導力を向上させることが県民の最も強い願いであると述べられております。また、学級崩壊に関する国立教育研究所の中間報告にしても、学級崩壊は、その七割が教師の指導力不足に起因するとされております。子供や保護者は教師を選ぶことができないのでありますから、指導力のない教員が担当になり、それが放置されたままであるとしたら、子供の生涯にかかわることであり、これが悲劇では済まされるものではありません。まず、公正な勤務評定を実施するなど、教員の業務評価を適正に行い、その結果に基づき、必要な指導や研修を受けさせるべきであります。そして、授業を成立させることができない教員や保護者の信頼を失っている教員など指導力不足の者については、授業から外し、適切な指導のもと、ある程度長期にわたって再研修する必要があります。この場合、学校の中で囲い込むことはせず、例えば専門の研修センターの管理下で実施することが適切であると考えます。さらに、再研修を受けても改善の見込みがない場合は、転職等の方法も必要なことでもあります。なお、指導力不足の認定に当たっては、一定の基準を設け、複数の校長

で協議するなど、公正な判断となるような配慮が必要であります。教員の指導力向上のための制度等の創設について、教育長の御所見をお伺いいたします。

#### ■教育正常化にかける知事の決意をただす

質問の最後は、知事にお尋ねいたします。これまで指摘してまいりましたように、校長権限を確立し、校長を中心とした学校体制をつくる問題一つにしても、本県には解決しなければならない多くの課題があります。県民の血税を使いながら、自分たちの勝手な思想に基づいて本県の学校教育を偏向、荒廃させているという事実は、教育委員会を初め、教育公務員として、県民に対して許されない背任行為そのものなのであります。かつて教育県と言われた本県は、大学入試のセンター試験結果で見ますと、近年は全国四十位前後という凋落状態であります。学校へ通うことにより我が子の学力を着実に身につけてほしいというのは、保護者はもとより県民の悲痛な願いであります。本県の教育実態は、国会で取り上げられたり、マスコミで報道されたり、全国の注目を浴びておりますが、結果として、この実態を長年にわたり放置してきた県行政の最高責任者としての知事の責任はまことに重大と言わざるを得ません。これまで、知事は、教育委員会の取り組みを支援する、県民が幅広く一体となった運動が展開できるよう努めると言われております。納税者である県民の信託を受け、将来の社会を支える人材を育成する教育の再生のため、知事の認識と今後の決意をお伺いいた

します。

現在、文部省による是正指導を受けてから二年目に入っております。この間、本県教育の多くの不正常的あり方にメスが入られ、改善・是正に向けて教育委員会を初め、関係者の件名な努力がなされてまいりました。しかしながら、今日の教育の現状を生み出した原因や背景には、長い歴史があり、一朝一夕に解決できるものではありません。しかし、県民すべてが結集し、広島県の教育を再生させることは、次代を担う子供たちに対する私たち大人の最大の責務ではないでしょうか。この数年、悪い意味で本県教育は、日本じゅうで大変有名になりました。二十一世紀の本県教育が日本じゅうに胸を張って誇ることができるものとなるよう、県民の皆様の御理解と御協力を切にお願いを申し上げます。私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

## 当局からの答弁

教育委員会 教育長答弁（辰野裕一）

### ●学校における国旗・国歌の適正な指導について

お答え申し上げます。

まず、学校における国旗・国歌の適正な指導についてでございます。学校における国旗・国歌の取り扱いにつきましては、学習指導要領に基づいて適正に行われるべきものであり、入学

式・卒業式以外の学校行事につきましては、各学校がその実施する行事の意義を踏まえて判断すべきものでございます。しかしながら、御指摘のように、入学式や卒業式以外の学校行事における国旗・国歌の実施を事実上制約するような協定書が公立高等学校長協会と高等学校教職員組合との間で結ばれ、県教育委員会がそれを容認するような指導を行ってきたことは、当時の諸般の事情があったとはいえ、適切を欠くものであり、まことに遺憾と考えております。学校における国旗・国歌の取り扱いに関し、本県においては、これまで御指摘のようなさまざまな経緯がございましたが、文部省の是正指導を受けて以降は、法令にのっとり、県民に信頼される公教育の確立を図る観点から、昨年十二月に指導通達を出すなど、学習指導要領に基づく適正な取り扱いがなされるよう指導を重ねてきたところでございます。

さらに、先般の国旗・国歌法の成立により、その法的根拠が明確にされたこと等を踏まえ、県教育委員会としては、今後とも、その一層の徹底を図ってまいりたい所存でございます。その際、入学式・

卒業式以外の学校行事につきましても、各学校において、それぞれの行事の意義を踏まえ、適切に判断がなされるよう指導してまいりたく考えております。

## ●主任制機能のために整備すべき課題

次に、主任制機能のために整備すべき課題についてのお尋ねがございました。主任制度は、学校における教育活動が校長の指導と責任のもとに円滑で効果的に展開され、調和のとれた校務運営が行われるために設けられた制度であり、今後、各学校の裁量権が拡大し、責任ある自主的、主体的活動が期待される中、学校が組織全体としての総合力を発揮していく上で、主任の果たす役割は一層重要になってくると考えております。しかしながら、本県においては、今なお、教職員間に分断を持ち込むなどとの職員団体等の反対により、校長が適任者を選任することができず、主任制度が実質的に機能していない状況が一部にございます。このゆおなことから、お尋ねの主任の職務内容についても、学校教育法施行規則等で明確に規定されているにもかかわらず、残念ながら、本県においては、それぞれの主任がその職務内容と職責を必ずしも十分に理解しているとは言えない状況もございます。このため、教育委員会としては、今後、主任の意義と役割について、具体的な職務内容を含めて、その徹底を図るとともに、その資質を向上させるための研修会を実施するなど、主任が本来の機能を十分発揮するよう、さまざまな方策を講じてまいりたいと考えております。

## ●主任の任命方法について

次に、主任の任命方法についてであります。本県では、学校現場の責任者である校長が適任者を任命することを通じ、その権限を確立するとの考えから、校長が任命して教育委員会に報告する方式をとっているところであります。しかしながら、御指摘のように、主任制の導入時から、主任の選任に当たり実質的に校長の意思が制約されるという実態があり、主任制本来の趣旨が十分に発揮できないという状況が続いてまいりました。その一因として、主任の命免に関する教育長訓令における「任命に当たっては職員会議の討議などを経て行う」という規定が実質的に校長権限を制約してきたという面も否定できないところであり、今回の職員会議の補助機関化に伴い、この見直しが必要であると考えております。さらに、御指摘のような主任の任命のあり方については、現在、検討が進められている国における制度改正の動きをにらみつつ、校長会等とも協議して、実効性のある任命のあり方について具体的に検討してまいりたいと考えております。

## ●教頭の職務正常化について

次に、教頭に関し、まず担当授業の解消についてお尋ねがございました。教頭の本来の職務は、学校教育法に規定されているとおり、校長を助け、校務を整理することではありますが、御指摘のように、学校の規模や配置された教員の担当教科等の関

係や生徒の多様な問題行動への対応などから、教頭が授業を担当するような場合もございます。このような場合にあっては、教頭の職務の遂行に支障を来たすことのないよう、各校長や市町村教育委員会に教職員の授業担當時数等の適正な管理について指導を徹底するとともに、担当教科の偏りのないような人事配置の工夫を行うなどにより、教頭が校長の補佐役として、その職務に専念できるような環境づくりに努めてまいりたいと存じます。

#### ●人材登用の改善について

また、教頭任用の現状と課題についてでございます。教頭の任用に際しましては、その職責の重要性にかんがみ、校長からの推薦を重視しながら、候補者に対する面接などを行い、教育に関する高い理念や識見を有し、すぐれた組織管理の能力が期待できる者を選考してまいりました。しかし、昨年まで、県立学校において、校長と学校分会との間で校長の意見具申を制約するような人事協定書を締結したり、組合員でない者の教頭昇任に係る反省書を求めるなど、職員団体が教職員人事に実質的な影響を及ぼしているような不適切な実態が一部にございました。このことに関しては、文部省からの是正指導を受け、昨年十月、このような人事協定書を締結しないよう指導するとともに、校長ヒアリングなどを通じ、適正な意見具申が行われるよう是正に努めてきたところであります。今後とも、こうした改善に努めるとともに、教頭の任用に当たって、日ごろの教育

実践やリーダーシップなどを長期的かつ総合的にひゅ犯し、適材適所の観点から真に教頭にふさわしい人材の登用がなされるよう、その選考に一層意を用いてまいりたいと存じます。

#### ●校務運営組織の改善について

次に、校務運営組織の改善についてお尋ねがございました。校務運営につきましても、校長を中心として、すべての教職員が、その職務と責任を十分に自覚し、一致協力して行われることが必要であります。しかしながら、御指摘のように、本県の学校現場においては、校長の意思が反映されない校内組織が校務運営に実質的に影響を及ぼすような実態が一部にあり、校長を中心とした責任ある学校教育活動を進めていく上から問題があると考えております。申し上げるまでもなく、校内における組織体制は、学校運営の責任者である校長が、その権限と責任のもとに定めることが基本であり、県教育委員会としては、今後、校長会等とも協議しつつ、学校現場における校務運営組織の実態と問題点を整理し、校長を中心とした責任ある校務運営体制の確立に向けて検討を行ってまいりたいと考えております。

#### ●教職員の勤務管理について

次に、教職員の勤務管理についてお尋ねがございました。御指摘のとおり、これまで学校において慣行とされてきた、いわ

ゆる「破り年休」は、教職員の勤務時間中の職務専念義務と勤務時間中の組合活動を禁じた地方公務員法や去る九月十日に各学校に対し、これを速やかに是正するよう通達するとともに、現在、その実態について、教職員の出勤簿や本人の申告などに基づき、調査を進めているところであります。これらの状況の掌握が正確にでき次第、当該教職員に係る給与の取り扱いや教育委員会職員及び各学校の管理者などに対する処分を含め、適切に対処し、県民の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

#### ●勤務評定について

次に、勤務評定についてお尋ねがございました。勤務評定は、職員の勤務の実績を正しく評価し、その結果を人事管理の基礎資料として活用する上で極めて重要なものであります。しかしながら、先般実施した実態調査の結果、昨年度の勤務評定において、県内の一部の小中学校で、職員団体の要求により意図的な同一評定や評定書の職員への開示が行われていたことが判明いたしました。こうした校長による同一評定は、管轄する市町村教育委員会において調整されえているとはいえ、勤務評定の趣旨から見て、看過できない重大な問題であると受け止めております。このため、今後実施する勤務評定の適正化に向け、市町村教育委員会や校長がその目的や意義を十分認識し、評定結果の客観性と信頼性を一層高めるよう、先般、市町村教育委員会に対し、改めて指導通知を発したところであり、さらに今

後は、問題のあった教育委員会に対し、個別対応を行うなどにより指導の徹底を図り、勤務評定制度の適正な実施に努めてまいりたいと考えております。

#### ●高同教・広同教について

次に、高同教、広同教についてお尋ねがございました。教員相互の研さんにより、その指導力を高め、また、学校週五日制や新学習指導要領の実施など、学校を取り巻く新しい状況に適切に対応していくため、各種の教育研究団体の健全な育成を図っていくことは、今後ますます必要となってくるものと考えております。このうち、高同教、広同教につきましては、御指摘のとおり、これまでその活動において学習指導要領に反対するなど、公的な研究団体として必ずしも適切とは言えない活動が見受けられました。これらにつきましては、県教育委員会としても指導を行い、一定の改善がなされてまいりましたが、なお、御指摘のような教育研究団体としてふさわしくないような面も残っており、教育委員会といたしましては、これらの団体が公的な研究団体として適切な研究活動を展開するよう引き続き指導してまいりたいと存じます。その結果、なお改善が見られない場合には、補助金交付対象から外すことも考慮せざるを得ない場合もあると考えております。

また、高同教などへの出張に関しては、御指摘のとおり、長年の慣行により、その件数が、他の研究団体への出張と比較して突出して多く、その適正化を図る必要があると認識しており

ます。今後、これらの出張につきましても、校長が出張を命ずる権限を適正に行使できるよう、校長会等とも連携協力しながら改善策を検討するとともに、高同教に対しても、会議の精選等を指導してまいりたいと考えております。

さらに、御指摘のあった両研究団体への管理職を含めた加入の件につきましては、両研究団体は校長を含めた自主的な組織であることから、現在進められている県立学校校長会における検討の結果を待って、その意向等を踏まえ、適切に対処してまいりたいと考えております。

#### ●適正な授業確保について

次に、適正な授業確保についてでございます。申すまでもなく、授業は学校教育の基本であり、とりわけ本県においては、適切な授業時数の確保について文部省から是正指導を受けていることから、特に重要な課題として受けとめる必要があると考えております。教員の出張は、研修、会議などの必要から行われるものであり、もとより一定の意義を有するものですが、その際には、授業に支障を及ぼすことのないよう十分に配慮しつつ行わなければならないものと考えております。このような観点から、教員の出張については、各学校長において、その必要性を精査するとともに、やむを得ない場合であっても、授業の振りかえなど生徒や保護者等の理解が得られるような適切な手だてを講ずるよう指導しているところであります。今後、校長会等とも連携協力しながら、その指導の徹底を図ってまい

りたいと存じます。また、各教育研究団体に対しても、研究会の開催に当たって授業等に支障のないよう開催日や開催日数等についてできる限りの配慮を求めてまいりたいと考えております。

#### ●教員の指導力向上について

最後に、教員の指導力向上についてであります。学校教育の成果は、その直接の担い手である教員の資質・能力によるところが大きく、その指導力の向上を図ることは、信頼される公教育を実現していく上での基本的かつ緊要な課題であると考えております。このため、県教育委員会といたしましては、御指摘の子供との信頼関係を築けなかったり、教科の指導力が不足している、いわゆる指導力不足教員に対しては、授業研究に指導主事等を派遣し、指導・助言するとともに、研修体系に基づいた講座を受講させるなど、指導力向上のための研修を計画的に行っているところでございます。先般の義務教育改革推進協議会の最終報告におきましても、教職員の資質、指導力向上の必要性が強調されるとともに、指導力不足教員への対応についても、特に御提言をいただいているところでございます。

また、こうした教員の人事管理につきましては、国の教育職員養成審議会が、継続して観察、指導、研修を行う体制を整え、必要に応じて分限制度を的確に運用する必要があると提言しており、文部省もこれを受けて、指導力不足教員の対策に関する調査研修委嘱事業を平成十二年度から実施する予定である

と聞いております。県教育委員会といたしましては、御提案の趣旨も踏まえ、今後、この国の調査研究事業を積極的に活用するとともに、各県において既に実施されている取り組み等も参考にしながら、指導力不足教員への適切な対応のあり方について鋭意研究してまいりたいと考えております。

#### ●本県の教職員への信頼

最後に、このことにも関連し、一言つけ加えさせて頂きたいと思えます。私は、本県の教職員は、本来極めてすぐれた力量と資質を有していると考えています。多くの学校における教職員が一体となったすぐれた教育実践やレベルの高い授業研究の数々に接するにつけ、その思いを強くいたします。しかしながら、一方、本県教育界におけるこれまでのさまざまな経緯によって培われてきた学校現場のあしき慣行やしがらみがあり、それらがいわば抑圧要因となって、各学校や教職員の方々が十分その力を発揮し切れないという面もあるのではないかと考えています。

ただいま、るる御指摘をいただきましたが、これらの課題を県民の前に明らかにし、着実に正していくことにより、各学校において教職員がその持てる力を存分に発揮し、風通しのよい伸びやかな学校を実現し、子供たちに確かな力をつけていくことが、教育行政を担当する私どもに課せられた責務であり、県民に信頼される公教育を確立していくゆえんであると考えます。県教育委員会としては、今後とも、このような考え方に立

って、不転退の決意で是正指導はもとより、二十一世紀に向けた本県の新しい教育の創造に向けて微力を尽くしてまいりたいと存じますので、議員各位の一層の御叱正、御鞭撻をよろしくお願い申し上げたいと思います。

## 知事答弁

藤田雄山 知事

### ●教育再生に関わる認識と決意について

石橋議員の御質問にお答えを申し上げます。

教育再生に係る私の認識と決意についてでございますが、本県の未来を開く児童生徒たちをはぐくむ学校教育の充実、県政の最重要課題の一つであると認識をいたしております。御指摘のように、本県教育の正常化は焦眉の急務であり、信頼される公教育を確立し、かつて全国屈指と言われた教育県広島をよみがえらせることが、県民の悲願であると考えております。教育現場において、長年の慣行により幾多の課題が残されている実態を踏まえ、私といたしましても、教育委員会と手を携え、問題点をすべて明らかにするという開かれた姿勢に立って、県民とともに考え、ともに議論し、より一層の理解と協力を求めながら、諸課題の解決に取り組む覚悟でございます。

また、これらの課題を解決する一方、子供たちの豊かな心をはぐくむ義務教育改革や特色ある学校づくりを目指す高校教

育改革などの教育改革を着実に推進し、一日も早く教職員が熱意を持って指導力を遺憾なく発揮できる態勢を整え、県民の幅広い期待にこたえ得る二十一世紀広島教育の展開へつなげていくよう、私といたしましても最大限の努力をしてまいります。